

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年10月1日現在>

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人ゆうゆう会
代表者	東 真樹
所在地	川口市坂下町4-16-3
電話番号	048-286-3000

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 ひかり苑
所在地	川口市坂下町4-16-3
介護保険指定番号	居宅介護支援 (1170206104)
サービスを提供する地域	※ 川口市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

(2) 職員体制

	常勤	業務内容	計
管理者	1人 (介護支援専門員兼務)	サービスの管理全般及び 居宅介護支援を行う	1人
介護支援専門員	2人	居宅介護支援を行う	2人

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 但し国民の休日及び12月30日から1月3日まで除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
緊急連絡	電話：048-286-3900 FAX：048-286-3550

3 利用料金 ※川口市の地域区分(5級地)1単位=10.70円になります。

(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者になされない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。
このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出すると払戻等を受けられます。

- ① 指定居宅介護支援費
- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 要介護1・2 | 1,086単位 | 11,620円/月 |
| 要介護3・4・5 | 1,411単位 | 15,097円/月 |
- ② 初回加算 300単位 3,210円/月
- ・新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画策定時
 - ・要介護状態区分2段階以上に変更時の計画策定時
- ③ 入院時情報連携加算 I 250単位 2,675円/月
- 入院時情報連携加算 II 200単位 2,140円/月
- < I > 入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合
- < II > 入院後日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合
- ④ 退院・退所加算
- 病院等の職員と面談し情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合
- | | | | |
|---------------|----|-------|----------|
| カンファレンス参加ない場合 | 1回 | 450単位 | 4,815円/月 |
| | 2回 | 600単位 | 6,420円/月 |
| カンファレンス参加ある場合 | 1回 | 600単位 | 6,420円/月 |
| | 2回 | 750単位 | 8,025円/月 |
| | 3回 | 900単位 | 9,630円/月 |
- ⑤ 緊急時居宅カンファレンス加算 200単位 2,140円/月
- 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し必要に応じてサービス等の調整を行った場合
- ⑥ 通院時情報連携加算 50単位 535円/月
- 利用者の診察時同席し、医師又は歯科医師等と利用者の心身の状況や生活環境等について、必要な情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを実施し、居宅サービス計画書等に記録した場合
- ⑦ 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価
- 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡等によりサービス提供に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

(2)交通費

利用者の居宅が、前記2の(1)の通常のサービス提供地域以外の場合は、運営規程第6条の2に基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は、通常のサービス提供地域を越えた地点から1キロメートル当たり100円を請求いたします。

(3)解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、料金はかかりません。

(4)支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、請求月内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、口座振替とさせていただきます。

なお、交通費につきましては、実費が発生した際に、ご請求、現金でのお支払いとさせていただきます。

4 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

→お申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

→人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合・・・入所した日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合・・・非該当となった日
- ・利用者がお亡くなりになった場合・・・死亡の日

④ その他(禁止行為)

事業所は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合、サービスを中止させていただくとともに、ただちに

当該市区町村に状況報告をいたします。

- ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- イ 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合
- ウ 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合
 - ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求 ・物を投げつける ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける ・怒鳴る、奇声、大声を発する ・対象範囲外のサービスの強要
 - ・セクシュアルハラスメント（不必要に介護従事者の体に接触するヌード写真を見せる ・性的な話し卑猥な言動をする、・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為）

5 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者の生活の質を高めることをめざします。
- ② 利用者と家族の思いを大切に親身になって支援します。
- ③ 地域の社会資源を十分視野に入れたサービス計画をめざします。

(2) 留意点

- ① 個人情報については、個人情報保護法と当法人の規則に基づき、適切に保護します。
- ② 指定サービス事業者の推薦については、介護保険法の趣旨に基づき、公正中立に行ないます。利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求められますので、必要があればお申し出ください。
- ③ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです

居宅介護支援事業所ひかり苑のケアプランの

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

(令和6年3月～令和6年8月)

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	31 %	地域密着型通所介護	13 %
通所介護	35 %	福祉用具貸与	61 %

前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	さくらあんしん サービス 22%	ケアリッツ鳩ヶ谷 22%	ライフデザイン きらり 21%
通所介護	デイサービス たんぼぼ 36%	癒しのデイサービス 八幡木 16%	リハビリデイサービス 銀鈴 アルク 11%
地域密着型 通所介護	桜さんちの家 54%	あいむデイサービス 15%	安行介護 リハビリ センター 14%
福祉用具 貸与	かんきょう 44%	シルバーホクソン 18%	フロンティア 7%

- ④ 医療機関との連携の為、入院時には、当事業所名、担当ケアマネージャーの氏名を入院先医療機関へお伝え下さい
- ⑤ 感染症の発生及びまん延等に関する取組として、法人内で委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等に取り組んでいます
- ⑥ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、法人内で虐待発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を行います
- ⑦ 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組んでいます

6 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

7 サービス内容に関する相談・苦情

(1) お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談 担当	矢作ちはる	電話 048-286-3900 対応可能時間：月曜日から金曜日8時30分から17時30分
----------	-------	---

また、介護支援専門員に対する苦情については事業者が責任を持って対応します。

(2) その他

当事業所以外に、市町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

川口市 介護保険課

電話048-258-1110 (代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 (介護苦情相談専用)

電話048-824-2568

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 ゆうゆう会
所在地 川口市坂下町4-16-3
名称 居宅介護支援事業所 ひかり苑
管理者 介護支援専門員 矢作 ちはる
説明者 介護支援専門員

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

(続柄)